第八条第一項及び第十二条第一項中「第二条第二項第四十三号から第四十六号まで」を「第二条第二項第四十四号から第四十七号まで」に改める。

第二十二条第一項第一号中「第三十号まで及び第四十五号」を「第三十一号まで及び第四十六号」に改め、同項第九号中「第二条第二項第三十一号」を「第二条第二項第三十二号」に改め、同項第十号中「第二条第二項第三十二号から第三十四号まで」を「第二条第二項第三十三号から第三十五号まで」に改め、同項第十一号中「第二条第二項第三十二号及び第三十三号」を「第二条第二項第三十三号及び第三十四号」に改め、同項第十二号中「第二条第二項第三十五号」を「第二条第二項第三十六号」に、「同項第四十一号」を「同項第四十二号」に改め、同項第十三号中「第二条第二項第三十六号及び第四十六号」を「第二条第二項第三十七号及び第四十七号」に改め、同項第十四号中「第二条第二項第三十七号、第三十八号及び第四十号」を「第二条第二項第三十八号、第三十九号及び第四十一号」に、「同項第四十一号」を「同項第四十二号」に改め、同項第十五号中「第二条第二項第三十九号」を「第二条第二項第四十号」に改め、同項第十六号中「第二条第二項第四十三号」を「第二条第二項第四十四号」に改め、同項第十七号中「第二条第二項第四十四号」を「第二条第二項第四十五号」に改め、同条第四項中「第二条第二項第四十号」を「第二条第二項第四十一号」に改め、同条第七項中「第三十二号及び第三十三号」を「第三十三号及び第三十四号」に改める。

第二十三条第一項第一号二中「第二条第二項第三十九号」を「第二条第二項第四十号」に改め、同号ホ中「第二条第二項第四十四号」を「第二条第二項第四十五号」に改める。

第二十八条第一項中「第三十五号」を「第三十六号」に、「別表第二条第二項第一号から第三十六号までに掲げる者の項」を「別表第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者の項」に改める。

第三十一条を第三十二条とし、第三十条を第三十一条とし、第二十九条の次に次の一条を加える。

第三十条　他人になりすまして第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者（以下この項において「仮想通貨交換業者」という。）との間における仮想通貨交換契約（資金決済に関する法律第二条第七項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、仮想通貨交換業者において仮想通貨交換契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるように付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「仮想通貨交換用情報」という。）の提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、仮想通貨交換用情報の提供を受けた者も、同様とする。

2　相手方に前項前段の目的があることの情を知って、その者に仮想通貨交換用情報を提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、仮想通貨交換用情報を提供した者も、同様とする。

3　業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4　第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

別表第二条第二項第一号から第三十六号までに掲げる者の項中「第三十六号」を「第三十七号」に改め、同表第二条第二項第三十七号に掲げる者の項中「第二条第二項第三十七号」を「第二条第二項第三十八号」に改め、同表第二条第二項第三十八号に掲げる者の項中「第二条第二項第三十九号」を「第二条第二項第四十号」に改め、同表第二条第二項第三十九号に掲げる者の項中「第二条第二項第四十号」を「第二条第二項第四十一号」に改め、同表第二条第二項第四十一号に掲げる者の項中「第二条第二項第四十二号」を「第二条第二項第四十三号」に改め、同表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項中「第二条第二項第四十四号」を「第二条第二項第四十五号」に改め、同表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項中「第二条第二項第四十六号」を「第二条第二項第四十七号」に改める。

（株式会社日本政策投資銀行法の一部改正）

第十五条　株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第十二条の二」の下に「（第三項を除く。）」を加える。

（国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の一部改正）

第十六条　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「第二条第二項第四十号」を「第二条第二項第四十一号」に改める。

（金融庁設置法の一部改正）

第十七条　金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「フまで」を「コまで」に改め、同項第三号中フをコとし、ケをフとし、マの次に次のように加える。

ケ　仮想通貨交換業を行う者

（罰則に関する経過措置）

第十八条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十九条　附則第二条から第八条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二十条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　岩城　光英
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一

児童福祉法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年六月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第六十三号

児童福祉法等の一部を改正する法律

（児童福祉法の一部改正）

第一条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節　定義（第四条―第七条）」を「第一節　国及び地方公共団体の責務（第三条の二・第三条の三）」に、「第二節　児童福祉審議会等」を「第三節　児童福祉審議会等」に、「第三節　実施機関」を「第四節　実施機関」に、「第四節　児童福祉司」を「第五節　児童福祉司」に、「第五節　児童委員」を「第六節　児童委員」に、「第六節　保育士」を「第七節　保育士」に、「第三十三条の九の二」に改める。